

物損について、4

今号は、「休車損」およびその他の損害について述べます。

1、まず「休車損」です。営業用の車両が損傷したことにより修理が必要とされる期間、その車両で営業していたら得られたであろう収益を損害として加害者に請求することができます（いわゆる休車損）。全損のために買い替えを余儀なくされた場合の買い替えの期間についても休車損が認められます。ただし、代車料と休車損とは両立しません。すなわち、代車料が支払われれば休車はないことになります。

2、また、休車をしたからには、運行に必要な経費（変動経費）は出費されない訳ですから、当然これらの費用は売上から差し引かれます。変動経費には次のようなものがあります。すなわち、燃料・油脂代、修理代、タイヤ・チューブ代などです。人件費も控除される経費とされるのが一般的ですが、次の①の事例では人件費を経費として控除することはしました。

3、休車損の損害額についての事例を紹介します。

①運送業者の大型貨物自動車の休車損につき、単純に事故前3か月の営業収入の平均値によるべきではなく、季節変動を考慮すると、事故前3か月の収入を参考にされるのが相当とした事例があります。この例では、運転手が他の車両を運転するなどした場合以外は、運転手の人件費を控除するべきでないとしています。

②ただ、運送会社やタクシー会社、バス会社などの場合は、予備車両または遊休車両（代替車両）があるのが普通であり、当該事故車両が修理などのために現に休車しても損害を認めない例もあります。尤も、当該事故車両と同等・同格の遊休車両が多数在し、

代替車両が容易であるなど特段の事由がある場合を除き、被害者に遊休車両をやりくりすべき義務を負わせることは相当でないとした裁判例もあり、ケースバイケースで判断されるべきかもしれません。

③運送許可を得ない、いわゆる無許可営業であっても、他人から損害を受けた場合には、不法行為法上の法的保護が与えられない理由はないとして休車損を認めた例があります。

4、「その他の損害」はさまざまです。

①レッカーデ・保管料

レッカーデや保管料は、現に出費があれば物損として認められるのが一般的です。ただし、保管料について、現実の保管期間ではなく、事故と相当因果関係ある期間が認められるだけです。また、レッカーデは、原則として事故現場から修理工場までの分が認められます（ただし、警察の依頼で一旦警察指定の場所へ運び、そこから修理工場へ運んだ事案で、両方のレッカーデが認められた例があります）。

②車輌以外の損害

高速道路のガードレールの修理代は物損として認められます。

大型貨物自動車に積載の荷物の損傷につき、そのものの損害、洗浄代、事故現場派遣の人件費・出張費が損害として認められました。

自動車が家屋に突入した事故で建物の修理代のほかに、ガス管が切れてガス漏れから逃げる際に受傷した治療費、家事従事できなかったことによる家政婦代などを認めた例があります。

現場修理費としての機械（クレーン）等荷役費や作業員に費用を認めた事例もあります。

喫茶店・レストランなど営業店舗の場合、修理代のほかに休業損害も認められます。

（この項次号に続く）